

令和5年2月28日

## 第33回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 3 3 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 28 日（火曜日） 午後 3 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 63 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 64 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 65 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 66 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 68 号 農業振興地域整備計画の変更について  
議案第 69 号 別段面積の廃止について
  - 日程第 3 報告第 12 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (22 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (2 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 樺沢 仁、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、  
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、  
主事 山際 賢也、主事 土田 まりあ

開 会（午後 3 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、稲波会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

これより第 33 回総会を開催いたします。

欠席届が、5 番、堀徳太郎委員、10 番、千野俊輔委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任について、議長において議席番号4番、諸橋昇一委員、11番、安達隆幸委員を指名いたします。

日程第2 議案第63号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、議案第63号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

広沢係長 まず最初に、恐れ入りますが、議案書の修正をお願いいたします。

6ページの番号19、20番の真ん中辺りに受人と書いてある欄があるかと思いますが、こちらの「国立大学法人長岡技術大学」を、「国立大学法人長岡技術科学大学」に修正をお願いいたします。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案書の3から6ページが3条許可関連となっております。

今月の3条許可申請は20件でございます。

1から15番は売買による所有権移転、16から18番が贈与による所有権移転、19、20番が賃借権の設定であります。

担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第63号 農地法第3条の許可申請についてを許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第64号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第64号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の 8、9 ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域 6 件でございます。

1 番、神谷の田について、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 6 年 7 月 17 日まで期間を延長するものであります。なお、この案件は、後ほど説明する農地法第 5 条許可申請の 6 番と関連しております。

2 から 6 番の岩野の畑については同一案件ですので、まとめてご説明申し上げます。2 から 4 番につきましては、砂利採取用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 6 年 6 月 16 日まで期間を延長し、面積を変更するものであります。5 番につきましては、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 6 年 6 月 16 日まで期間延長し、転用目的を砂利採取用地に変更するものであります。6 番につきましては、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和 6 年 6 月 16 日まで期間延長するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第 5 条許可申請の 7 番と関連しております。

本件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第 64 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第 65 号

農地法第 4 条の許可申請について

議長

議案第 65 号 農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。

広沢係長

事務局の説明を求めます。

ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、川口地域1件、寺泊地域2件、栃尾地域1件の合計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において2月17日まで現地確認を実施しております。

1番、川口中山の畑について、農作業所、通路及び庭敷地として利用するものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されているものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、寺泊下桐の田について、住宅及び車庫建築敷地として利用するものです。工期は令和5年3月1日から令和5年9月30日までの計画です。申請地は、寺泊下桐地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅及び車庫建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、栃尾大野町の畑について、住宅建築敷地として利用するものです。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

4番、寺泊下桐の畑について、農業用格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しています。申請地は、寺泊下桐地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。本件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準等を満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第65号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第66号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第66号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の13、14ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域4件、越路地域3件でございます。

1番、福島町の畑について、資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

2番、高島町の田について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年4月1日から令和5年10月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

3番、福道町の田について、工期は令和5年3月10日から令和5年5月31日までの計画です。駐車場及び資材置場用地として利用するために、売買による所有権移転をするものです。申請地は、福道町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、来迎寺の田について、工事前仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和5年3月1日から令和6年12月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

5番、高頭町の畑について、天然ガス採取用施設工事ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和7年4月30日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

6番、神谷の田について、先ほど説明した事業計画変更承認申請の1番と関連しておりますが、砂利採取用運搬路及び施設用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和5年3月18日から令和6年7月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要な施設の建設であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

7番、岩野の畑について、先ほど説明した事業計画変更承認申請の2番から6番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和5年3月17日から令和6年6月16日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要な施設の建設であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第66号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第67号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第67号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 初めに、議案書の訂正をお願いします。

議案書発送後に利用権の設定・移転において、出し手の死亡による申請の取下げ及び申請農地の一部取下げ、中間管理権設定（公社借入）において、出し手の死亡による申請の取下げがありました。つきましては、皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の1ページ目に修正しました内訳表を入れさせていただきましたので、説明の際にはこちらをご覧ください。

それでは、改めまして説明させていただきます。

議案書の18から20ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは20件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。

次に、利用権の設定・移転、中間管理権設定、使用貸借権及び賃借権の設定の説明に当たっては、冒頭に説明しましたように、お手元の別冊、農用地利用集積計画を1枚めくったところの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で602件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が575件、使用貸借権設定が27件。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは456件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が416件、使用貸借権設定が40件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは238件の申出がありました。内容については、全て新規と



なります。権利関係は賃借権設定が222件、使用貸借権設定が16件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計1,296件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長                   それでは、これより審議に入ります。

                          ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

                          （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                   質問、意見がありませんので、採決に入ります。

                          議案第67号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

                          （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                   異議なしの声が聞こえます。

                          異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第68号           農業振興地域整備計画の変更について

議長                   議案第68号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

                          事務局の説明を求めます。

広沢係長           恐れ入りますが、議案書の修正をお願いいたします。

                          23ページの上の表ですが、こちらのナンバー1の左から4列目、地域が長岡となっておりますが、中之島となりますので、修正をお願いいたします。また、下の表の左から1列目、こちらも地域が長岡となっておりますが、中之島に修正をお願いいたします。

                          それでは、内容についてご説明申し上げます。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画を変更するに当たり意見を求められたものであります。除外1件の申出がありました。

                          除外のナンバー1、中之島地域の農地447筆、26.5ヘクタールについてであります。これは、市街化区域への編入に伴い、農業振興地域の区域が縮小になるもので、農振法第10条第3項各号に非該当となるため、農

用地区域から除外するものであります。なお、変更後は産業団地として開発される予定であります。

以上につきまして、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第68号 農業振興地域整備計画の変更についてご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

原案について異議なしと決定いたします。

議案第69号

別段面積の廃止について

議長

議案第69号 別段面積の廃止についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。当農業委員会では、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積のほかに、農地法施行規則第17条の基準に従い、別段面積を一覧のとおり定めております。令和5年4月1日から下限面積が廃止されますので、これに合わせて別段面積を廃止するものです。

3番の適用日が農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行日となっておりますが、これは令和5年4月1日となります。

なお、今後は下限面積と別段面積は廃止となりますが、そのほかの許可要件は残るため、これにより許可の判断をすることとなります。この許可の判断につきましては、総会後の全員協議会にて説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第69号 別段面積の廃止についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第12号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第12号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について3件を27ページに、5条の届出について20件を28から32ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を33ページに、18条合意解約について5件を34から35ページに、利用権解約について63件を36から46ページに、中間管理権の解約について9件を47、48ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上です。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これもちまして第33回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時33分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年2月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	欠	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">22人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> <td>諸橋昇一</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	22人		議事録署名委員		欠席委員	人	2人		諸橋昇一	委員		計	24人		安達隆幸	委員
出席委員	人	22人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	2人		諸橋昇一	委員																		
	計	24人		安達隆幸	委員																		